

弁護士会照会制度

活用のポイント

第6回 弁護士への照会, 警察への暴力団情報等の照会について

調査室

1 弁護士への照会について

(1) 照会先への該当

法律事務所は、一個の組織体として社会的機能を営んでいることなどから弁護士法23条の2にいう公私の団体に該当するものとされ、法律事務所でも職務に従事する弁護士（破産管財人等を含む）も、弁護士会照会の照会先に該当するものとして取り扱われています。

(2) 報告義務と報告拒絶の正当理由

照会先は、弁護士会照会に対して報告（回答）義務を負うこととなります。弁護士会照会は、受任事件を契機として裁判における真実の発見と公正な判断に寄与するものであって公共的性格を有するものである反面、保護されるべき他の基本的人権や利益と衝突する可能性も少なくないことから、照会先は、正当な理由があるときには報告（回答）を拒絶することができるものとされます。

(3) 守秘義務との関係

照会先弁護士の守秘義務との関係では、弁護士会としては、照会先が法律上の守秘義務を負うことを理由に照会申出を拒絶する扱いはとらず、申出書の内容を審査して拒絶する理由がなければ照会を行うこととしています。守秘義務を正当な理由とする報告（回答）拒絶の是非については、一義的には、照会先弁護士の判断に基づくこととなります。

照会先弁護士から報告（回答）を得るためには、例えば、照会先弁護士に対して事前に相談することなども検討のうえ、照会申出書・照会事項書において、照会を求める理由と必要性、照会への回答が守秘義務に反するものでないこと等について、受任事件の状況に基づいて具体的な説明を行うことなどが適切であると考えられます。

なお、以上の点は、法律上の守秘義務を負う他士業の照会先に対する照会についても、守秘義務の程度や内容に応じて妥当するものと考えられます。

2 警察に対する暴力団情報等の照会について

反社会的勢力の手口が潜在化、巧妙化、知能犯化するなかで、結果的に、暴力団関係先と知らずに経済取引等の何らかの関係の有してしまう事例もあるようです。暴力団をはじめとする反社会的勢力による民事介入暴力事件等の被害を防止し、反社会的勢力との関係遮断の取組み等を推進するためには、特定の暴力団の組織や構成内容、特定の建物が特定の暴力団の組事務所としての使用の有無及び形態、特定の人物の暴力団構成員への該当の有無・内容など、暴力団等に関する情報を警察署に照会する必要性はいっそう高まっていると思われます。

しかしながら、暴力団等に関する情報を警察署に照会する場合、守秘義務等を理由に回答を得られない例もみられます。

そのため、東京弁護士会としては、可能な限り回答を得られるよう、原則として、照会に先立ち、申出会員から照会先の所轄警察署等に対して、照会の必要性（受任事件に関して暴力団排除のために必要不可欠なことなど）や照会により得られる情報の使用目的等について、情報提供に関する事前相談を行っていただき、提供を受ける情報の内容や範囲を確認していただくことをおすすめしております。

なお、事前相談を行った場合には照会申出書にその旨を記載していただければ、審査がよりスムーズになると考えられます。